

### 第3章

# 経営者による開示と監査委員会監査への対応 英国企業における 気候変動関連の注記事例

#### 【この章のエッセンス】

●英国企業における気候変動に関する注記を記載する箇所は、特に統一されていない。開示事例によれば、会計方針や重要な会計上の判断および見積り、個々の注記事項の3パターンに整理できる。

●気候変動に関する注記事項として開示すべき内容は、IFRSで明記されていないため、各社各様である。重要な会計上の判断および見積りとして開示されることが多いため、脱炭素化への移行シナリオや感応度の開示などが説明されている。

## 注記の記載箇所

気候変動に関する注記事項は一部の企業で開示が始まったところであるため、その記載箇所は必ずしも統一されていない。IFRSにおいて具体的な取扱いもないため、各社の判断によって注記の箇所が決定されたものと考えられる。ただし、開示された事例を踏まえると、注記の記載箇所は、次の3パターンに整理できる。

### (1) 会計方針

リオ・テイント社、BHPグループ社およびディアジオ社では、会計方針の1つとして、気候変動に関する注記を開示していた。その見出しは、「気候変動」や「気候変動への配

慮」とされている。

### (2) 重要な会計上の判断および見積り

BPP社、グレンコア社およびシエル社では、重要な会計上の判断および見積りに関する開示の1つとして、気候変動を説明していた。その見出しは、それぞれ「気候変動と低炭素経済への以降の影響を評価する際に行った判断および見積り」、「化石燃料の需要に対する感度」、「気候変動とエネルギー移行」であった。このうち、シエル社の注記は、図表7のとおりである。

### (3) 個々の注記事項

ナショナル・グリッド社、BHPグループ社およびディアジオ社では、固定資産やその減損に関する注

記のなかで、気候変動に関する言及があった。ただし、BHPグループ社およびディアジオ社のそれは、重要な会計上の判断および見積りとする小見出しの下で開示されている。

## 注記の内容

気候変動に関する注記事項として開示すべき内容は、IFRSで明記されていない。したがって、企業が置かれた状況に照らして、必要と判断する情報を開示していくこととなる。そのため、開示事例における注記の内容は各社各様である。ただし、重要な会計上の判断および見積りとして開示されることが多いため、見積りに関連する事項が説明されている。

### (1) 脱炭素化への移行シナリオ

気候変動に関する会計上の見積りにあたって、企業が用いている脱炭素化への移行シナリオを説明している事例がある。

機関投資家による書簡が企業に求めていたのは、2050年には世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるパリ協定に沿った会計であった。このような期待に応えるためには、会